

会 議 録

平成20年度 第1回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・召集時刻 平成20年8月12日 13時30分

開催場所 和光市役所 3階 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時00分

出席委員

事務局

鈴木 栄子 竹村 幸子 柳下 すゞ子 鈴木 正敏 和田 百合子 牛島 康榮 勝海 東一郎 菅野 隆 富澤 嘉子 柳下 晃次 金子 正義 益子 絹恵 鈴得 敏明 柳下 徹	和光市長 保健福祉部長 保健福祉部次長兼長寿あんしん課長 総務部次長兼収納課長 総務部課税課長 健康支援課長 健康支援課長補佐 健康支援課国保年金担当統括主査	野木 実 石川 幹 田中 義久 村山 義行 星野 賢 金山 豊司 川辺 聡 武田 珠美
---	--	--

(14人)

欠席委員

小田原紀慧子

(1人)

備考

会議録作成者氏名

武田 珠美

発言者	会 議 内 容
部長	<p>挨拶（略）</p> <p>ただいまから、和光市国民健康保険運営協議会委員の委嘱をさせていただきます。</p> <p>それでは市長から委嘱書をお渡し申し上げたいと存じます。</p>
市長	<p>※順次委嘱書を手渡す。</p>
部長	<p>委嘱式は終了いたしました。</p> <p>それでは市長よりご挨拶を申し上げたいと存じます。</p>
市長	<p>挨拶（略）</p>
部長	<p>本日の協議会につきましては、新たに委嘱させていただきました最初の協議会でございますので会長及び会長代理が決まっておりませんので、協議会の審議に先立ちまして会長の選出を行いたいと思っております。</p> <p>市長が座長となり進めさせていただきます。</p>
市長	<p>それでは会長さんの選出まで私の方で進行させていただきます。</p> <p>ただいまから平成20年度第1回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。</p> <p>まず、和光市国民健康保険に関する規則第4条第3項の規程に基づき国民健康保険運営協議会の定数は15名となっておりますので、その過半数の8名の出席が成立要件となります。</p> <p>本日の出席状況について事務局から報告願います。</p>
武田主査	<p>本日は、14名の委員さんの出席となっておりますので過半数を超えております。</p>
市長	<p>ただいまの報告により出席者数は過半数を超えておりますので会議は成立いたしております。それでは会長の選出を行いたいと思っております。</p> <p>会長選出につきましては、国民健康保険法の施行令第5条に「会長は公益を代表する委員の中から全委員の選挙によって選出をする。」ということになっておりますが、慣例で委員さんからの推薦で選出をいたしておりますがそのような方法でよろしいでしょうか。</p> <p>それではどなたかご推薦をお願いいたします。</p> <p>ただいま金子委員さんに引き続き会長をお願いしたいというご推</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>薦がありましたがいかがでしょうか。 それでは拍手をお願いいたします。 それでは、金子委員さん会長席をお願いいたします。</p>
会長	挨拶（略）
金子会長	挨拶（略）
市長	以上をもちまして、私の任は終わりましたので、座長をおろさせていただきます。ありがとうございました。
石川部長	それでは、本日の運営協議会に対しまして市長より諮問をさせていただきます。
市長	<p>平成20年8月12日、和光市国民健康保険運営協議会会長金子正義様、和光市長野木実、和光市国民健康保険運営協議会に対する諮問について、和光市国民健康保険に関する規則第2条の規定に基づき下記のことについて諮問いたします。記。1 和光市国民健康保険税条例等の一部改正案について 2 平成20年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、以上のとおりです。よろしく願いいたします。</p> <p>（諮問書を手渡す。）</p>
石川部長	ここで市長は所用がございませので退席をさせていただきます。
市長	よろしくどうぞお願いいたします。
石川部長	それでは、これより協議会の議事に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
金子会長	<p>先ほど会長代理ということで既にご推薦をいただいておりますが、議事の進行上、会長代理をここで選出することになっておりますので、ご承知をいただきたいと思います。繰り返すようで大変恐縮でございます。</p> <p>議事に先立ちまして会長代理の選出を行いたいと思います。会長代理につきましても公益委員から選出となっておりますので、どなたかご推薦をお願いいたします。先ほど柳下さんというご推薦がございましたが、柳下さんということでよろしゅうございませか。</p>
全委員	はい。

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>それでは、会長代理として柳下さんに決定させていただきたいと思 います。</p> <p>一言お願いしたいと思います。</p>
柳下（徹）委員	<p>前年度に続きまして代理ということでございますが、私、非常にこ の部門が弱くて勉強不足で、何のお役にも立てないような気もいたし ます。ご推薦でございますので、一生懸命努力したいと思います。よ ろしくお願いいたします。</p>
金子会長	<p>それでは、ただいまから、和光市国民健康保険運営協議会の議事に 入らせていただきます。議事に入る前に、議事録署名人の指名をさせ ていただきます。</p> <p>鈴木栄子委員さん、竹村委員さんをお願いいたします。</p> <p>なお、協議会の議事録に関しまして確認していただくことがありま すので、事務局より説明願います。</p>
武田主査	<p>会議録等の作成についてご説明いたします。</p> <p>協議会の議事録は公開することになりますので、委員さんの質問、 発言については、委員名を明記して議事録が作成されますのでご了承 いただきたいと思います。</p>
金子会長	<p>以上のようなことでございますのでご了承いただきたいと思います です。</p> <p>自己紹介をすることになっておりますが、さき程紹介がありました ので、省略をさせていただきます。</p> <p>事務局のご紹介をよろしくお願いいたします。</p>
金山課長	<p>この4月1日、こちらの福祉部内の組織改正がございまして、保健 医療課と保健センターが統合し、健康支援課としてスタートしており ます。私、健康支援課長の金山です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
川辺課長補佐	<p>健康支援課の課長補佐をやっております川辺でございます。よろし くお願いします。</p>
武田主査	<p>同じく健康支援課国保年金担当統括主査の武田です。よろしくお願 いします。</p>
金子会長	<p>恐れ入りますが、後列のほうもひとつご紹介をお願いしたいと思</p>

発言者	会 議 内 容
石川部長	<p>ます。</p> <p>保健福祉部長の石川と申します。よろしくお願いいたします。</p>
田中次長	<p>保健福祉部次長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
村山次長	<p>総務部次長の村山です。収納の担当をやっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
星野課長	<p>総務部課税課長をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
金子会長	<p>自己紹介が終わりましたので、それでは議事に入らせていただきます。</p>
武田主査	<p>まず初めに、報告事項から進めさせていただきます。</p> <p>それでは報告事項の1平成19年度和光市国民健康保険事業決算状況の報告を事務局からお願いいたします。</p> <p>それでは事務局のほうより報告事項についてご説明いたします。</p> <p>資料としましては、報告事項1平成19年度和光市国民健康保険特別会計決算状況になります。</p> <p>それでは2ページ目をお開きください。まず、歳入の決算額であります。19年度の歳入総額は61億7,986万5,439円、対前年度比は12.09%の伸びとなっております。</p> <p>主な歳入であります。保険税分が19億653万7,676円、構成割合は30.85%となっております。対前年度比は0.96%の伸びとなっております。国庫支出金が12億3,256万3,978円、構成割合は19.94%、対前年度比は2.75%の伸びとなっております。</p> <p>説明中、申しわけございません。資料の一番最終ページのほうに歳入歳出の表とグラフによって構成割合等記載されておりますので、一緒になってごらんください。</p> <p>療養給付費交付金、県支出金、共同事業交付金、諸収入等が18億4,571万8,876円、構成割合は29.87%、対前年度比では29.62%の伸びとなっております。繰入金、繰越金が11億9,504万4,909円、構成割合は19.34%、対前年度比は19.34%の伸びとなっております。</p> <p>次に、歳出の決算額ですが、歳出総額59億3,135万7,053円、対前年度比では13.67%の伸びとなっております。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>主な歳出であります。保険給付費が35億4,624万5,428円、構成割合は59.79%、対前年度比で7.83%の増となっております。老人保健拠出金が10億9,305万2,724円、構成割合は18.43%、対前年度比で8.36%の増となっております。総務費、その他が12億9,205万8,901円、構成割合は21.78%、対前年度比で40.32%の増となっております。</p> <p>以上が主な内容でございます。</p> <p>平成19年度の歳入歳出の形式収支は2億4,850万8,386円の黒字となり、単年度収支は4,670万1,726円の赤字です。ここからその他一般会計繰入金4億円、基金積立金2億9,570万8,000円及び取り崩し金3億3,776万1,000円を相殺すると、単年度の実質収支は4億8,875万4,726円の赤字となっております。前年度の赤字額と比較いたしますと、1億2,984万8,558円増加しています。</p> <p>次に、3ページの医療費の状況であります。国保加入者の調剤、療養費を含めた総医療費は71億9,775万3,830円で、前年度の68億3,922万2,805円と比較して、額で3億5,853万1,025円、率にしまして5.2%増加しており、前年度の伸び率4.1%と比較すると約1.1ポイント増加しています。</p> <p>1人当たりの医療費では33万3,492円で、対前年度比で5.83%の増加となっております。</p> <p>また、老人保健対象者1人当たりの医療費は89万3,175円で、一般分の1人当たり19万1,815円と比較しますと4.66倍となっております。</p> <p>表-4につきましては、診療費の状況でございます。</p> <p>次に、4ページを飛ばしまして5ページの保険税の状況であります。一般と退職を合わせた医療分の現年分調定額は19億4,012万1,400円で、前年度の19億3,656万4,300円と比較して、額で355万7,100円、率にしまして0.2%増加しました。</p> <p>収入額では16億9,305万4,978円で、前年度の16億8,436万982円と比較して869万3,996円の増加となっております。収納率は87.21%で、前年度より0.27%と微増ではありますが上回っております。</p> <p>介護分では現年度調定額8,049万2,100円に対し、収入額は6,893万8,240円で、収納率は85.65%となっております。</p> <p>次に、6ページの加入者等の状況ですが、加入世帯は年間平均1万2,332世帯で、前年度の1万2,227世帯と比較して105世</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>帯、率にして0.9%増加いたしました。</p> <p>加入者数では、年平均2万1,583人で、前年度の2万1,703人と比較して120人、率にして0.6%減少しております。市人口7万5,637人に対する加入割合は28.5%、1世帯当たりの加入者は平均1.75人となっております。</p> <p>加入者の内訳では、一般は1万4,819人、退職が3,513人、老人保健が3,251人となっております。老人保健の対象者は前年度の3,334人と比較して83人減少しました。</p> <p>以上で、決算の状況についてご説明を終わりたいと思います。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、決算の報告に対しましてご質問がございましたらお願いをいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>
全委員	はい。
金子会長	<p>それでは、次に入らせていただきます。</p> <p>次に、報告事項2和光市国民健康保険税の一部を改正する条例の専決処分についての報告を事務局からお願いいたします。</p>
川辺課長補佐	<p>それでは、報告事項2和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご報告をいたします。</p> <p>資料といたしましては報告事項2と記載されております、クリップでとめてあるものと、A4のものが2枚、これが報告事項2の資料となります。</p> <p>それではご説明をいたします。</p> <p>今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に公布され同日に施行されたことから、適用される関係条項について緊急に和光市国民健康保険税条例の改正をする必要が生じ、専決処分をし、平成20年6月議会に報告をいたしました。</p> <p>条例の改正内容につきましては、賦課額に後期高齢者支援金課税額を追加するとともに、この算定額の基準等を定め、課税賦課限度額は従来の基礎課税額賦課限度額52万円を基礎課税額賦課限度額41万円と後期高齢者支援金課税額賦課限度額11万円に変更し、特定世帯に係る減額措置を定め、旧被扶養者に係る条例減免等について定めております。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>また、附則におきまして、平成18年度及び平成19年度の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例、国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例を削除してございます。</p> <p>課税の形態につきましては、平成19年度第3回の国保協議会でもご説明をいたしました。現行の基礎課税額は所得割8.1%、均等割1万6,800円、課税限度額52万円となっているものを、改正後の基礎課税額は所得割6.5%、均等割1万3,200円、課税限度額41万円と後期高齢者支援金等課税額は所得割1.6%、均等割3,600円、課税限度額11万円とし、改正をしない介護納付金課税額との3本立ての課税となります。</p> <p>資料といたしましては、報告事項2「和光市国民健康保険税条例の一部改正について」という、このA4の1枚の紙がわかりやすいかと思えます。</p> <p>国民健康保険税の税率と賦課限度額は総枠では変わっておりません。</p> <p>次に、特定世帯に係る減額措置についてですが、まず特定世帯とは75歳に達する方が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身になる世帯でございます。この世帯に関しましては、平等割1万5,600円が半額の7,800円に5年間軽減されます。さらに、6割軽減に該当する方は3,120円、4割軽減に該当する方は4,680円となります。</p> <p>続きまして、旧被扶養者に係る条例減免についてご説明をいたします。</p> <p>まず、旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった方でございます。この方に関しましては、申請により2年間軽減を受けることができます。</p> <p>内容については、所得割額、資産割額は所得や資産の有無にかかわらず免除となります。均等割額、平等割額は半額となります。こちらにつきましては、A4のもう1枚の資料に記載をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
金子会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、専決処分の報告に対しまして質問等がございましたらお願いをいたします。</p>
鈴木(正)委員	<p>今年度から国保税が新たな制度ということで大きな変更が生じたと思いますが、7月で出た調定額については当初予算で想定した調定額と実際の課税した調定額についてどの程度の差というか、初めての</p>

発言者	会 議 内 容
	課税だったと思うので、その辺の状況をできればわかる範囲で説明してください。
金子会長	事務局いかがですか。
鈴木（正）委員	今まで老人保健拠出が支援金として、その辺が課税額になったと思いますが、予算上で想定した額と実際の調定額の差というか、その辺は。
金子会長	どうぞわかる範囲内で報告をお願いいたします。
金山課長	現在、その数字をつかんでいません。後で報告させていただきます。
金子会長	<p>よろしいですか。ほかにございますか。</p> <p>なかなかわかりにくいだらうと思いますので、説明聞くだけになるかもしれませんが、よくお読みいただいて質問がありましたら、後ほどということにさせていただきます。それでは次の報告3に入りたいと思います。</p> <p>平成20年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）についての報告を事務局からお願いをいたします。</p>
川辺課長補佐	<p>それでは、続きましてご報告をさせていただきます。</p> <p>報告事項3平成20年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）についてご報告をいたします。</p> <p>今回の補正につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ7,239万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ54億3,332万9,000円としたものでございます。</p> <p>すみません、申しおくれましたが、資料といたしましては報告事項3の資料をごらんください。</p> <p>今回の補正予算は、平成20年3月分の老人保健拠出金が決定通知により予算額を上回り、老人保健拠出金の納付期限が平成20年5月7日だったため、6月議会での補正に間に合わず専決処分をしたものでございます。</p> <p>歳入ですが、款4国庫支出金は歳出の老人保健拠出金の増額に伴い収入見込み額を算出し、6,031万4,000円増額いたしました。</p> <p>款11繰越金は前年度歳計剰余金として1,208万1,000円を追加したものでございます。</p> <p>歳出につきましては、款5老人保健拠出金は老人保健拠出金が平成18年度老人医療費拠出精算金の大幅な増で確定したことにより、老</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>人保健医療費拠出金7,239万5,000円を追加したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
金子会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、平成20年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の報告に対しまして質問等がございましたらお願いいたします。</p>
鈴木（正）委員	<p>専決処分をせざるを得なかった理由は、何か大きな理由はあるのでしょうか。</p>
川辺課長補佐	<p>これは、老人保健の拠出金の納付期限が平成20年5月7日だったために6月の議会では間に合わないため、専決処分をさせていただきました。</p>
鈴木（正）委員	<p>時期的なものではなくて、老人保健拠出金の最終の決定額が、見通しがつかめなかったということで3月の補正、議会での補正はできなかった、ということですか。</p>
金山課長	<p>20年度の予算ですので、3月にはまだ予算が成立しません。老人保健拠出金の積算の段階で、新しい数値が出る前にもう予算が確定しておりましたので、年度始まっての補正対応しかなかったということです。</p>
金子会長	<p>よろしゅうございますか。</p>
鈴木（正）委員	<p>はい。</p>
金子会長	<p>ほかに何かございますか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
金子会長	<p>それでは、次に入らせていただいていいですか。</p> <p>次の報告事項4平成19年度国保ヘルスアップ事業についての報告を事務局からお願いいたします。</p>
武田主査	<p>それでは報告事項4についてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料は報告事項4平成19年度国保ヘルスアップ事業についてと、2枚になっています。資料にもとづいてご説明いたします。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>平成19年度和光市国保ヘルスアップ事業の概要は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための健康増進事業を実施することで、糖尿病等の有病者・予備群を減少させ、被保険者の健康増進、疾病の発生予防、ひいては医療費の抑制に寄与することを目的として実施しました。</p> <p>対象は和光市国民健康保険被験者（40歳以上75歳未満）のうち、平成18年度基本健康診査及び国保人間ドック受診者から「動機付け支援対象者」「積極的支援対象者」「動機付け、積極的支援に該当しないBMI 25以上」に該当する人として、その中から支援予定者として155名を選定しています。</p> <p>平成19年9月から平成20年3月までの期間で、下記の個別健康支援プログラムを実施しました。</p> <p>実施内容ですが、募集対象者は822名、各コースの募集をし、119人の申し込みがありました。充足度は76.77%です。そして電話での追加募集を行い、140人が確定しました。電話での追加募集によって充足度は93.33%に達しました。</p> <p>①積極的支援（6カ月間の支援）しっかりA（積極的支援）コース、定員40名、参加確定は38名。しっかりB（メタボ内服者）コース、定員15名中、参加確定が15名。</p> <p>②動機付け支援（3カ月間の支援）かろやかA（40から64歳）コース、定員40名のところ参加確定が30名。かろやかB（65から74歳）コース、定員40名のところ参加確定40名。</p> <p>③情報提供（3カ月間の支援）通信（肥満者）コースとして定員20名の募集したところ参加確定が17名。</p> <p>以上、合計定員150名のところ参加確定が140名となりました。</p> <p>継続の状況では、開始時参加者が140名、継続者が120人、継続率では85.7%となりました。</p> <p>体重・腹囲についてそれぞれ目指す成果目標を5%減と掲げた結果、体重は22.1%の方が、腹囲は55.5%の方が目標達成しました。</p> <p>体重の変化で見ますと、参加者113名のうち5%減少者が25名で22.12%、4から1%減少者が62名で54.87%、変化なし、増加者が26名で23.01%となっており、開始時平均体重67.3キログラムが終了時平均体重65.2キログラムでマイナス2.1キログラムで平均体重の減少率は3.12%となっている。</p> <p>腹囲の変化で見ますと、参加者110名のうち5%減少者が61名で55.45%、4から1%減少者が38名で34.55%、変化なし、増加が11名で10.00%となっており、開始時平均腹囲が</p>

発言者	会議内容
	<p>96.3センチ、終了時平均腹囲が90.6センチでマイナス5.7センチで平均腹囲減少率は5.92%となっています。</p> <p>医療費効果を推計し、さらにその結果を平成20年度からの特定健診・特定保健指導へ当てはめた場合の医療費効果を推計しました。その結果は、平成20年度特定保健指導対象者を183人として約125万円の削減。平成21年度特定保健指導対象者を288人として約196万円。平成22年度特定保健指導対象者を404人として約277万円。平成23年度特定保健指導対象者を542人として約371万円。平成24年度特定保健指導対象者を701人として約480万円。平成20年度から24年度の5年間で特定保健指導対象者を2,118人とすると約1,451万円の医療費が削減できることとなっております。</p> <p>推計の数字ではありますが、このような結果から特定健診・特定保健指導は医療費削減に効果があると考えられます。</p> <p>以上が報告です。</p>
金子会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、国保ヘルスアップ事業の報告に対しまして質問等がございましたらお願いをいたします。</p>
竹村委員	<p>今、効果のことで125万円削減ができたとかという話ですが、かかる費用というのはどのくらいでしょうか。支援するということで、その対策費としてかかる費用と相殺しての125万円の削減でしょうか。</p>
金子会長	<p>どうぞ、費用対効果の関係のご質問ですが。</p>
金山課長	<p>この場合は、医療費の費用の削減です。</p>
竹村委員	<p>医療費だけですので、かかる費用はどのくらいかかったんですか。</p>
金山課長	<p>19年度にヘルスアップ事業をやったときは、総額で1,200万円ぐらいです。ヘルスアップ事業としては経費をかけています。そこで約120人が参加していますので、およそ1人当たり10万円ぐらいかかっています。ただ、今年度からは特定保健指導という形でやっていきますので、1人に対してそれだけのお金はかけていけません。予算上では1人3万前後の予定をしています。</p>
竹村委員	<p>そうすると、125万円というのは、この対象者の人で減ったわけではないということですね。全体的に医療費が125万円減りました</p>

発言者	会 議 内 容
	ということですね。
金山課長	減るだろうという予測です。
竹村委員	希望的な観測ですね。
鈴木（正）委員	今のところ、費用対効果はこの結果だと、まだ悪いというふうに言わざるを得ないんですね。
金山課長	この19年度のヘルスアップ事業でいけば、費用対効果で見ると費用がかかり過ぎているということです。
金子会長	この125万円の減という、この推計の仕方等にもいろいろ本当に……。はい、どうぞ。
金山課長	この19年度のヘルスアップ事業につきましては、国からも補助がありまして、実際に事業が終了した時点で、これにつきましては350万円の補助がついています。それを引くと、費用が下がることになります。
金子会長	<p>いずれにしても、効果を期待しないといけないのですが、この数字だと、今、言われたように、もう少し指導効果というものが上がることを期待するということだと思います。</p> <p>19年度の報告でございますので、この程度にさせてもらいたいと思います。</p> <p>ほかに、先ほどのどうぞ。</p>
金山課長	先ほどご質問がありました調定の関係でございますけれども、当初予算におきましては16億4,275万8,000円の調定額を見込んでおります。当初課税が終わりまして現年分の課税額の調定額が17億917万3,500円という状況になります。よって、実際の調定額のほうが6,641万5,000円ほどふえるという状況です。
金子会長	よろしゅうございますか。
鈴木（正）委員	そうすると、部分的にいうと、支援分の課税の調定額というのは当初予算で支出で組んでいる金額を十分確保できるという計算ですよ。

発言者	会議内容
金山課長	<p>支援分の歳入歳出に関しては全部見られるようには考えています。</p>
金子会長	<p>じゃ、よろしゅうございますか。まだ始まったばかりですので、結果が実際に出ているわけではないので、これの事業についてもう少し経過を見守って、また報告をお願いできればと思います。</p> <p>それでは報告事項に全般にわたりまして何かご質問ありますか。</p> <p>よろしゅうございますか。時間の関係もございますので、それでは諮問事項のほうに入らせてもらってよろしゅうございますか。</p> <p>それでは、報告が終わりましたので市長より諮問がありました事項について審議に入らせていただきます。</p> <p>なお、時間の関係から質問及び答弁につきましては簡潔、明瞭をお願いしたいと思います。</p> <p>初めに、審議事項1 和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、事務局より説明願います。</p>
金山課長	<p>審議事項1 和光市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を定めることについてご説明いたします。</p> <p>今回の改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部改正に伴い関係規定を整備するものです。</p> <p>第1条と第2条の構成になっております。</p> <p>第1条につきましては、和光市国民健康保険税条例の一部改正で、年金を受給している65歳以上の世帯主に課する国民健康保険税の特別徴収追加の規定を追加するものです。年金からの特別徴収については、他市町村では20年4月からスタートし、遅いところで10月開始になっております。埼玉県内では、和光市、富士見市、ふじみ野市の3市が21年10月から開始する予定となっております。</p> <p>第2条におきましては、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正といたしまして、税制改正により平成20年4月30日付で専決処分をおこないました、平成20年条例第22号の改正規定の施行日が修正されましたので、これを改正するものです。</p> <p>それでは、具体的に説明をまいります。</p> <p>まず、第1条、和光市国民健康保険税条例の一部改正、これは先ほどもお話ししましたけれども、年金を受給している65歳以上の世帯に課する国民健康保険税の特別徴収についての規定を追加しております。</p> <p>第5条の2第1号中とございますが、ここでは第13条は国保税の減額についての条項でございます。これを8条繰り下げることから、これを21条に改めるということでございます。</p> <p>次に、第18条を第26条というふうに改めます。第13条から第</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>17条までの8条ずつ繰り下げ、第12条を第13条と改めます。その後、次の特別徴収に関する条項を7条加えてまいります。</p> <p>第14条では、特別徴収の規定でございます。第1項は4月1日において国保税の納税義務者が老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国保の被保険者である世帯主、これを特別徴収対象被保険者といいます。この世帯主に課する国保税を特別徴収で徴収することを規定しております。</p> <p>第2項は、4月2日から8月1日までの間に、特別徴収対象被保険者となった場合は、特別徴収において徴収することを規定しております。</p> <p>この特別徴収の対象者として該当になる者として、4つの条件すべてに当てはまるが必要になってきます。</p> <p>まず1つの条件としましては、世帯主が国保の被保険者であること。2つ目として、世帯内の国保の被保険者の方全員が65歳から74歳であること。3つ目として、年金の年額が18万円以上であること。4つ目として、国保税が介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないということです。</p> <p>次に、第15条では、これは特別徴収義務者を指定するものです。特別徴収義務者には老齢等年金給付の支払いをする者、いわゆる年金保険者ということになります。</p> <p>第16条は、納入の義務ということで、年金保険者は、年金から徴収した特別徴収税額は、翌月の10日までに納入する義務を負うという規定でございます。</p> <p>第17条におきましては、地方税法第718条の5第1項の規定で、市町村は特別徴収対象被保険者が国保の被保険者である資格を喪失した場合、その旨を年金保険者及び特別徴収対象被保険者に通知しなければならないと規定されておりますので、その通知を受けた日以後、年金保険者は徴収して納入する義務を負わないという規定でございます。</p> <p>次に、第18条でございますけれども、第18条は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収についての規定でございます。</p> <p>第1項では、前年の10月1日から翌年の3月31日までの間に特別徴収されていた特別徴収対象被保険者について、特別徴収対象年金給付が当該年度の初日から9月30日までの間に支払われる場合においては、その支払いに係る国保税額として、地方税法施行規則第24条の37第1項に規定する額、これは支払回数割保険税という額ですけれども、これを徴収するという規定でございます。</p> <p>第2項では、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、市長が定める額を、特別</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>徴収によって徴収することができるという規定でございます。</p> <p>次に、第19条でございます。第19条は、新たに特別徴収対象被保険者になった者に係る仮徴収についての規定です。1号から3号に掲げる者について、地方税法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込み額を特別徴収する規定でございます。</p> <p>次に、第20条でございます。第20条は、普通徴収税額への繰り入れについての規定をしております。</p> <p>第1項では、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払いを受けなくなったこと等により特別徴収されなくなった場合に、特別徴収されないこととなった額に相当する国保税を、普通徴収により徴収するものです。特別徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合はそれぞれの納期において、その日以後に到来する納期がない場合は直ちに、普通徴収によって徴収するという規定でございます。</p> <p>第2項では、特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、過納または誤納に係る税額は、地方税法第17条の2、これは過誤納金の充当の規定でございますけれども、この規定によって未納に係る徴収金に充当することを規定しております。</p> <p>次に、第11条では、今まで国保税は普通徴収だけという扱いでしたが、法改正によりまして普通徴収を特別徴収によって徴収することとなりますので、普通徴収に限って納期を定めることとなりますので、文言の整理と条項を12条に改めて掲げてございます。</p> <p>次に、第11条につきましては、徴収の方法でございます。これは特別徴収と普通徴収によって徴収するという規定でございます。</p> <p>次に、附則第3項からにつきましては、各項中の第13条を第21条に改めるものです。</p> <p>次に、第2条でございます。これは税制改正によりまして、4月30日付で専決処分をいたしました、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、この中の附則第11項中、第35条の2の6第7項、これを第35条の2の6第15項に改めましたが、その後、法附則第35条の2の6の改正時点の施行日が修正されましたので、さかのぼっての改正をするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
金子会長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
鈴得委員	<p>わかりやすく言うと、65歳以上の年金受給者は保険料は年金から差し引くということですね。</p>

発言者	会 議 内 容
金山課長	そのとおりです。
鈴得委員	それで、それに該当するには4つの要件があるということで伺いましたが、わからないのは、1番目は要するに世帯主が国保の加入者であるということですね。2番目が65歳から75歳までの方、すると世帯に入っている人がその年齢の人以下の場合はどうなるんですか。
金山課長	その場合は、年金からの徴収はないです。要するに、世帯の全員が65歳から74歳までとなっています。
鈴得委員	65歳以下の人が出た場合は、その世帯主は年金からは徴収されないのですか。
金山課長	そのとおりです。
竹村委員	そうするとどういうふうに徴収するのですか。
金山課長	普通徴収となります。
竹村委員	何か世帯によってみんな様々なんですね。
鈴得委員	そうすると、該当するのはそんなに多くないのですね。
金山課長	65歳から74歳で全員が国保の被保険者ということですので、そう多くはないと思います。
鈴得委員	世帯の中に65歳以下の国保の人がいる場合、世帯主が65歳以上で年金受給者であっても、年金から保険料を引かれるということは、ないということですね。
金山課長	そうです。
鈴得委員	あと、4番目の介護保険料が年金額の2分の1以下についてはどうということですか？
金山課長	介護保険料は今、特別徴収を行っていますから、今度そこに国保税の分を追加することになります。その両方を足して年金額の2分の1以上を徴収すると生活に影響を及ぼすということなので、2分の1以

発言者	会 議 内 容
鈴得委員	<p>下でない保険税は特別徴収とはなりません。</p> <p>今、後期高齢者の保険料も混乱し、すごく問い合わせがあるんですけども、後期高齢者の保険料も年金で引くということになっていますが、市町村によっては普通徴収している、市町村によっては年金で引かれている、あるいは年金と普通徴収と2つでやっているところもあるんですね。だから、今回の件についても同じ様なことにならないのかどうか。</p>
金山課長	<p>国民健康保険税につきましても、今、国から示されているのが、実は口座振替という方法の話がでています。何が何でも特別徴収することにはならないと思います。少し緩和されてきているところがあります。</p>
鈴得委員	<p>世帯主が65歳以上の年金受給者であれば、その世帯の国保の保険料は全部、その世帯主のほうから徴収されて、その世帯はそれで全部納めたということになるようにはならないのですか。</p>
金山課長	<p>その世帯の構成員が、この年齢の範囲内にすべて入っていないとダメです。特別徴収にはなりません。</p>
金子会長	<p>今の4つの条件に当てはまらない場合には、普通徴収になると、そういうことですね。</p>
金山課長	<p>そうです。条件に当てはらなければ特別徴収はしないということです。</p>
鈴得委員	<p>今までどおりの徴収の仕方ですね。</p>
金山課長	<p>今までと同じ徴収の仕方です。</p>
鈴木（正）委員	<p>これは収納率の向上というか、税収確保のための施策ということで国がやるんだと思いますが、今、言われたように対象者は非常に少ないんじゃないかと、年金額も少ない年金受給者の場合は、徴収できませんので、そういう意味でいうと市町村の普通徴収や特別徴収に切り替えると、システムの的に手間がどうなのか、それをやったほうが人員としては安くなるのか、混乱するのか、どのくらい収納率向上に、税収確保に期待できるのかというところは、現時点ではいかがですか。</p>

発言者	会 議 内 容
金山課長	年金をもらっている方、高齢者の方たちはちゃんと納めている方が多いようです。システム上、その手間がどのぐらいかかるか。今現在、システムのほうは私どもでつくり上げています。すでに後期高齢のほうが始まっていますので、それをふまえていけばシステム上の混乱というのではないと思います。あとは納税義務者の方が直接納めに行かなくてもいいというのが国の見方です。
金子会長	そこら辺はまだ出ていないのでわかりにくいでしょうから、確認しておきたいのは、和光市においてはこの特別徴収について21年10月というふうに前に、なっていましたね。今回もそこら辺は変わらないですか。
金山課長	はい、その辺は変わりません。
金子会長	変わらない。それと、もう1点は、この国民健康保険に関する関係について、今、特別徴収に関するところについて、政府のほうで徴収方法について、今いろいろ議論があるようですが内容について変更するような、何か聞いていますか。
金山課長	特別徴収についてはこのままです。もしか変わるとしても、例えば法律とか条例を変えずにやるというのが1つあります。特別徴収について条例を変更することは、これからはありません。
金子会長	そうすると、基本的にはこの条例で徴収方法は決まるということで理解していいんですね。
金山課長	はい、そのとおりです。
金子会長	それから、もう一つは、特別徴収でない、先ほどちょっとご質問がありましたように、4つの項目に当てはまらない人が、これを特別徴収してくださいという申し出をしたときには特別徴収されるんですか。
金山課長	それはできません。
金子会長	できないんですね。それから、その反対の先ほども言いましたように、特別徴収でなくて口座振替にするというようなことは、まだ政府で議論しているということで、決まっていないわけですね。

発言者	会議内容
金山課長	まだ正式には出ていませんが、一応はそのような方向に今、進んでいるようでございます。
竹村委員	質問です。年齢による後期高齢、65歳以上、未満とい説明ですが、今までだと世帯換算で保険料って決まっていたわけですよ。その世帯換算で健康保険税というのはもうしないということですか。そのところがわからないんです。
金山課長	国民健康保険に入っていれば世帯での計算になります。
竹村委員	そうすると、65歳以上の人が1人いて、それ以下の人がいる場合に、夫婦2人で、以上と以下で分かれた場合に、納め方が天引きか天引きじゃないかの判断ですが、何でそうなるのかなというふうに思うんです。
金山課長	65歳以上の人と65未満の方が世帯に2人いたときは特別徴収はしません。普通徴収で納めます。銀行振込か、払い込みに行くことになります。
竹村委員	これは国が決めることであって、和光市の条例で独自にそういう考え方を盛り込むということはできないものなんですか。
金山課長	できないですね。
竹村委員	今も国民的に問題になってこの徴収の仕方がそもそもおかしいということで、国のほうも改正改正というふうにされている中で、国からおろしたものをみんなが守らなければいけないということで条例を変えることが、私はすごくそのところが疑問を感じています。でもそれを審議している運営協議会ですからあれですけども。この制度自身が物すごく不明瞭なところがあって、本当に国民のために考えたような制度でもないわけですから。実際私たちの世代の中で、一体どうなっているのという疑問もありますし、それで保険税は高くなるし、その医療費も高くなっているわけですから、すごく個人的な負担率が高いものとなっています。こういう制度を地方の市が独自で何か特別条例だとか、検討をするとか、そういうことはされているんですか、そういうことは検討もしないということですか。
金山課長	市独自で、それを考えていくことは非常に難しいことと思います。

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>私のほうから答えてはおかしいのですが、法律は専制規定というのがありまして、法律で決めたものは条例で決められないということになっています。だから、法律を改正するように各市町村からいろいろ、まずもって要望しておるそうであります。その中に今、言われたように、市町村でも決めていいよという法律がありますが、決まった後に条例でそれを変えるということは、今の法律ではできないことになっています。ですから、法律を変えてくださいという、そういう希望をします。私のほうから答えてちょっと失礼なんですけど、何かほかにございますか。</p>
鈴得委員	<p>第14条だけを見ると、65歳の方は特別徴収されるということになって、その4つに当てはまらないことはどこで見るとですか。</p>
金山課長	<p>これはそのまま条例には出ていないんですけども、これは65歳の世帯主のことを言います。</p>
鈴得委員	<p>世帯主だから……</p>
金山課長	<p>20年2月に厚生労働省のほうから出た通知ですが、この中で、国民健康保険制度の改正の中の周知事項ということで、この中に健康保険の一部改正についての取り扱いがあります。その中の特別徴収の対象となるものは、先ほど言った4件のすべてに該当するという事です。</p>
金子会長	<p>ちょっとすみません。ただいまの多分、国の法律に基づくものかと思いますが、それをコピーし、皆さんに、会議の間に配れませんかでしょうか。</p> <p>ほかになにかございますか。特別徴収の関係は、いろいろとご批判やご意見があるところだと思いますが、先ほども申し上げましたように、大筋で国が一応定めてしまったということなので、それに基づく了解を得ようということなんです。もしまたお気づきの点があったら後ほどご質問いただくということにしまして、時間の関係もございますので、次に進んでよろしゅうございますか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
金子会長	<p>それでは、後で諮問の1と2と一緒に採決をいたしますが、次の平成20年度和光市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、事務局から説明願います。</p>

発言者	会議内容
<p>金山課長</p>	<p>審議事項 2 平成 20 年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、資料により説明をいたします。</p> <p>今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9,489 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58 億 2,821 万 9,000 円とするものでございます。</p> <p>歳入でございますが、款 6 前期高齢者交付金、これにつきましては当初予算編成時では諸係数が国から示された暫定数値での予算計上をしましたが、予算額 6 億 3,249 万 6,000 円に対しまして、平成 20 年 6 月 25 日付の決定額通知により概算額が 6 億 8,347 万 4,684 円と示されましたので、増額分 5,097 万 8,000 円を追加するものでございます。</p> <p>款 8 共同事業交付金は当初予算の事業主体であります埼玉県国民健康保険団体連合会が国から示された諸係数を用い試算した額を計上しておりましたが、今年度に入り新たな数値により試算した額として、目 1 高額医療費共同事業交付金 1 億 3,951 万 5,060 円、目 2 保険財政共同安定化事業交付金 5 億 5,274 万 3,262 円が示されましたので、目 1 高額医療費共同事業交付金では予算額 1 億 1,437 万 2,000 円に対しまして、2,514 万 3,000 円を追加し、目 2 保険財政共同安定化事業交付金では予算額 4 億 7,040 万円に対して 8,234 万 3,000 円を追加するものでございます。</p> <p>次に、款 11 繰越金でございますが、こちらの資料の説明のところでございますけれども、ここに前年度歳計剰余金 2 億 4,850 万 8,386 円引く（補正第 1 号+科目更正）というふうに入っておりますけれども、これは科目設定というふうに訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、款 11 繰越金でございます。前年度歳計剰余金として 2 億 4,850 万 8,386 円が確定しましたので、専決処分をいたしました補正予算（第 1 号）で計上した 1,208 万 1,000 円と科目設定の 1,000 円を差し引き、2 億 3,642 万 6,000 円を追加するものでございます。</p> <p>次に、歳出でございます。款 2 保険給付費、それと目 4 退職被保険者等療養費及び目 2 退職被保険者等高額療養費においては、法改正のため平成 20 年度は退職被保険者が減少することから、当初予算は減少後の人数で積算をしておりました。ところが、6 月までの支払いで前年度の支払いがありまして、法改正前の退職被保険者の支払いが発生したことから予算に不足を生じております。</p> <p>目 4 退職被保険者等療養費は予算額 4 億 1 千 9 万 8 千 000 円に対しまして 3 億 1 千 4 万円を追加し、目 2 退職被保険者等高額療養費は予算額 2 億 6 千 2 万 1 千 2 百 00 円に対しまして 2 億 8 千 5 万 4 千 8 百 00 円を</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>それぞれ追加するものでございます。</p> <p>款3 後期高齢者支援金等では、当初予算編成時での諸係数が国から示された暫定数値での予算計上を示したが、平成20年6月25日付の決定額通知により概算額が、目1 後期高齢者支援金では6億9,732万8,282円、目2 後期高齢者関係事務費拠出金では10万9,410円と示されましたので、目1 後期高齢者支援金は予算額6億9,206万4,000円に対して526万5,000円を追加し、目2 後期高齢者関係事務費拠出金は予算額23万円に対して12万円を減額するものです。</p> <p>款4 前期高齢者納付金は当初予算編成時では諸係数が国から示された暫定数値での予算計上となっております、平成20年6月25日付の決定額通知により概算額が、目1 前期高齢者納付金では83万8,810円、目2 前期高齢者関係事務費拠出金では10万292円と示されましたので、目1 前期高齢者納付金は予算額47万5,000円に対しまして36万4,000円を追加し、目2 前期高齢者関係事務費拠出金は予算額23万円に対しまして12万9,000円を減額するものです。</p> <p>款7 共同事業拠出金、歳入の共同事業交付金と同じように当初予算では、埼玉県国民健康保険団体連合会が国から示された諸係数を用い試算した額を計上しておりましたが、今年度に入り新たな数値により試算した額が、目1 高額医療費拠出金では1億6,105万437円、目2 保険財政共同安定化事業拠出金では5億4,110万5,495円と示されましたので、目1 高額医療費拠出金は予算額1億1,135万3,000円に対して4,969万8,000円を、目2 保険財政共同安定化事業拠出金は予算額4億7,532万円に対して6,578万6,000円をそれぞれ追加するものです。</p> <p>款9 基金積立金は、和光市国民健康保険保険給付費等支払基金条例により、前年度剰余金を原資として2億2,172万円を積み立てるため追加するものです。</p> <p>款10 諸支出金は、平成19年度療養給付費等負担金の確定により超過交付金2,061万8,000円を返還するため追加するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
金子会長	<p>ただいま事務局より説明が終わりましたので、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
鈴木(正)委員	<p>歳出の4款の前期高齢者納付金については、ほとんど予算額がなくなってきて、これは今年度で終わりということでしょうか。</p>

発言者	会 議 内 容
	それと、基金積立金のこの補正で積み立て2億2,000万を積み立てると、現在高は幾らになるでしょうか。
金山課長	歳出のほうの前期高齢者納付金はこれからなくなっていくものではなく、これはこれからずっと存在します。
鈴木(正)委員	74歳までの分。
金山課長	そうです。これは65歳から74歳の要するに、財政負担の調整になります。
鈴木(正)委員	額的に非常に少ないんですが、これ何に、事務費と納付金の……
金山課長	65歳から74歳を抱えている国保の場合は納付金が少ないです。歳入が多く来ます。どうしても被用者保険は影響する人が少ないので、要するに、65歳から74歳の年齢の高い人を抱えていませんので、その辺の調整です。
鈴木(正)委員	対象者は医療制度の部分ではないですね。
金山課長	被用者保険は拠出をして、国保にその分を落としている。国保は高齢者を抱えているので医療費がかかるため、その財源調整が今年度からスタートしたところですよ。今年度からの新しい制度です。ですから、後期高齢のスタートとあわせて前期高齢の財政調整がスタートしました。
鈴木(正)委員	それにしても額的には非常に少ない。
金山課長	その被保険者数によって要するに統一した、全国平均からです。
鈴木(正)委員	プールして……
金山課長	全国平均があつて、そこより下か上かでその拠出と納付とで財政調整がされています。
鈴木(正)委員	あと基金の積み立て。
金山課長	それでは、基金のご質問ですけれども、一応今回基金を積みまして、2億8,993万6,000円の予定です。

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>よろしいですか。1つだけ質問をさせていただきたいと思いますが、今度の後期高齢者の医療制度に75歳以上がなりまして、この国民健康保険が大体目安でどの程度減るのか、減るのかふえるのか、そこから辺ざっとご説明できればお願いします。</p>
金山課長	<p>それは予算額ですか。</p>
金子会長	<p>予算額です。予算というよりも実際に……、予算額でいいです。今までとどう違うかということです。</p>
金山課長	<p>今までと変わらないです。そんなに変わらないです。</p>
金子会長	<p>そういう理解でいいんですね。後期高齢者がいなくなった分だけ国民健康保険の分が楽になるという理解はできないわけですね。</p>
金山課長	<p>少しは理解できますけれども、大きな影響はありません。</p>
金子会長	<p>そういう理解ですね。</p>
金山課長	<p>今回20年度の予算編成におきまして、去年とそう変わらずに編成しています。</p>
金子会長	<p>結果的には、交付金とかそういう関係で変わらないということですね。</p>
金山課長	<p>そうですね。後期高齢者支援金を新たに支出しますけれども、実際前期高齢者交付金が入ってきます。これは当初約6億3,000万円。補正して約6億8,000万ですか、このぐらい入ってきますので、実質歳入歳出で大きな差はないようです。</p>
金子会長	<p>楽になるようにちよつと思ふわけですがけれども、余り楽にならないということですね。</p>
鈴木(正)委員	<p>残念なんですが、後期高齢者の支援金が今まで老人保健拠出金で、国保の被保険者でありながら国保から拠出していたので、実質は同じなんですね。ただ、国の方針としては本財政の安定化をさせるための一つの姿勢というか、そういう意味でいうと、市町村の国保の財政に変化がないと本当はおかしいんだね、安定するという意味では。そう</p>

発言者	会 議 内 容
金山課長	<p>いう意味でこれから実績がまだ出ていないのでわからないのですが、この辺の見通しは当初予算上はあらわれていないけれども、今の制度のままで移行するということでは、国のほうとしては国保財政は市町村国保がこういうふうには財政的に安定するんだという方向を出されているんじゃないかと思うんですが、その辺。</p> <p>一応国保財政のほうは安定するように思います。ただ、例えば今まで老人保健拠出金というのは国保から拠出しましたが、それが約7億円出しています。それに対して今度は後期高齢者支援金となり、交付金では前期高齢者交付金が創設されてますので、75歳の方が抜けたことによって国保が苦しくなるということはありません。財政的には安定してくるわけです。ですからあと、これからは一般会計からの繰り入れをどういうふうにしていくかが問題になります。ですから、これを少し変えていけば税率をさほど上げずにいけるだろう、という予想は立ちます。もしくは完全に受益者負担、要するに、特別会計だから特別会計で賄いなさいということになった場合、一般会計の繰り入れがなくなれば国保税を上げるなりして、その中で財政を調整していかなくては成り立たないかなというふうには思います。</p>
金子会長	<p>それでは、時間も経過してまいりましたので、何か質問がなければ採決をしたいと思います。よろしゅうございますか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
金子会長	<p>それでは、初めの（１）の和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、まだ決めておりませんでしたので、採決をしたいと思います。</p> <p>和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定してよろしいですか。</p> <p>異議がないようでございますので、それでは和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定をいたします。</p> <p>次に、（２）の平成20年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
金子会長	<p>異議がございませんので、それでは平成20年度和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定するこ</p>

発言者	会 議 内 容
竹村委員	<p>ととします。</p> <p>以上、諮問のありました事項につきましては、決定したことにつきまして市長のほうに報告をさせていただきます。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p>すみません、今の話、先ほどご提示の条例のことについてですが、希望的ですけれども、市町村にそういう市民の声があるということをお伝えいただければと思います。</p>
金子会長	<p>わかりました。</p>
鈴木（正）委員	<p>ことしの4月から国保の事業がちょっと変化しておりますが、相当4月の段階では混乱していたと思いますが、国保サイドで、国保から後期高齢者の方は移りました。被保険者からの苦情とかどんな状態であったのか教えて下さい。</p>
金山課長	<p>国保については、そう苦情とかありませんでしたが、後期高齢についていろいろと問題やクレームがあったということは聞いております。</p>
益子委員	<p>後期高齢者制度を取り入れるに当たって、皆さんが知らないということで、かなり突然だということで、ニュースでも取り上げていたと思いますが、来年度の21年10月から65歳以上はこういう形になりますよというのを、広報等でもかなりアピールしていけば問題が少なくなるんじゃないでしょうか。</p>
金山課長	<p>そうですね。ただ、後期高齢につきましても、昨年から各被保険者になる人に対して特別に郵送でご案内するとか、いろいろやってきたんです。ただ、やはり実際スタートしてみないとわからないというような感じです。</p>
益子委員	<p>代表者以外でも、ある程度わかっていると受け入れられると思うんですよ。</p>
金山課長	<p>あと、広報や個別通知は、文章が長いということもあり、やはり読んでいないですね。相当な分量で広報4月分から大部掲載してきたところですが、非常に改正が多いものですから混乱もあったのではないかと思います。今後とも、いろいろとPRに努めていきたいと思っております。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	ほかにございますか。 よろしいですか。時間もかなり経過しておりますので、それではほかにないようでございますので、本日の協議会はこれで閉じたいと思います。大変ご苦労さまでした。

議事録署名人

_____ 印

_____ 印